

別表（第3条、第4条、第6条、第7条、第16条関係）

（1）太陽光発電設備（自家消費型）

| | |
|---------------------------|---|
| <p>補助対象者 （第4条関係）</p> | <p>自ら所有し居住する市内の戸建ての専用住宅（以下「住宅」という。）に太陽光発電設備を設置する者</p> |
| <p>補助対象設備 （第3条関係）</p> | <p>（2）と同時に設置する太陽光発電設備であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 国実施要領別紙2の2. ア（ア）に定める交付要件を満たすこと。 2 本市の区域内に設置されるものであること。 3 エネルギー起源二酸化炭素の排出の削減に効果があるものであること。 4 各種法令等に遵守した設備であること。 5 商用化され、導入実績があるものであること。ただし、中古設備は、交付対象外とする。 6 他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て導入するものでないこと。 7 リース設備又は第三者が所有するものでないこと。 8 ソーラーカーポート及び建材一体型太陽光発電設備（屋根一体型太陽光発電設備を除く。）でないこと。 9 太陽光発電設備の発電電力量等の計測器が設置されること。 10 太陽光モジュールのJIS等に基づく公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナーの定格出力の合計値のいずれか低い値が10kW未満のものであること。 <p>なお、増設の場合においては、既存分を含め</p> |

| | |
|-------------------------------------|--|
| | <p>て10kW未満のものであること。</p> <p>1.1 既存の太陽光発電設備を撤去し新たに設置（リプレース）する場合は、温室効果ガスの削減効果に追加性があることに加え、次のaからdまでの要件を満たすこと。</p> <p>a. リプレース後に発電容量が増加するなど再生可能エネルギー導入に追加性があること。</p> <p>b. 既存の太陽光発電設備が法定耐用年数期間を満了していること。</p> <p>c. 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく固定価格買取制度の認定（同制度の買取期間終了後を含む。）を受けている場所でないこと。</p> <p>d. 架台等については、引き続き使用できるかどうかの検討を行うこと。</p> |
| <p>補助金額 (第6条関係)</p> | <p>次に掲げる単価に太陽光モジュールのJIS等に基づく公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナーの定格出力の合計値のいずれか低い値(kW単位で小数点以下は切捨て)を乗じて得た額又は35万円のうち、いずれか少ない額とする。</p> <p>7万円/kW</p> |
| <p>添付書類</p> <p>交付申請 (第7条関係)</p> | <ol style="list-style-type: none"> 1 事業計画書（様式第6号） 2 収支予算書（様式第7号） 3 自家消費計画書（様式第15号） 4 （第10条ただし書に該当する場合）補助対象設備の設置に係る契約書の写し 5 補助対象設備を設置する建物又は土地の登記事項証明書 6 住民票の写し |

| | | |
|--|---------------------------|--|
| | | <p>7 (交付申請者が市税を賦課されている場合) 補助金交付申請日から遡り30日以内に発行された市税完納証明書</p> <p>(交付申請者が市外在住等のため滞納以外の理由で証明書の交付を受けられない場合)申請時点直近の住民登録地において当該市町村税の滞納がないことを証する書類等</p> <p>8 補助対象設備の設置に係る見積書の写し(内訳の記載があるもの)</p> <p>9 補助対象設備の配置図及び住宅の位置図</p> <p>10 補助対象設備のカタログ、パンフレット等の写し(設備仕様が分かるもの)</p> <p>11 補助対象設備の施工前の住宅の状況を記録したカラー写真</p> <p>12 (補助対象設備を設置する建物若しくは土地の所有者でない場合又は共有者がいる場合) 設備設置同意書(様式第16号)</p> <p>13 誓約書兼同意書(様式第17号)</p> <p>14 その他市長が必要と認める書類</p> |
| | <p>実績報告書 (第16条関係)</p> | <p>1 事業実績報告書(様式第18号)</p> <p>2 収支決算書(様式第19号)</p> <p>3 補助対象設備の設置に係る契約書の写し</p> <p>4 補助対象設備の設置に係る領収書の写し(内訳の記載があるもの)</p> <p>5 補助対象設備の保証書の写し</p> <p>6 補助対象設備の施工前・施工後の住宅の状況を記録したカラー写真</p> <p>7 電力系統への連系内容が確認できる書類の写し</p> <p>8 その他市長が必要と認める書類</p> |

(2) 蓄電池

| | |
|-------------------|---|
| 補助対象者 (第4条関係) | 住宅に蓄電池を設置する者 |
| 補助対象設備 (第3条関係) | <p>(1) の付帯設備として設置する蓄電池であつて、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none">1 国実施要領別紙2の2. ア(イ)に定める交付要件を満たすこと。2 本市の区域内に設置されるものであること。3 エネルギー起源二酸化炭素の排出の削減に効果があるものであること。4 各種法令等に遵守した設備であること。5 商用化され、導入実績があるものであること。ただし、中古設備は、交付対象外とする。6 他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て導入するものでないこと。7 リース設備又は第三者が所有するものでないこと。8 据置型(定置型)のものであること。9 20kWh以下のものであること。10 申請時点において、一般社団法人環境共創イニシアチブ(SII)が戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化等支援事業で「蓄電システム登録済製品」として、公表しているものであること。 |
| 補助金額 (第6条関係) | <p>蓄電池の価格(工事費込み・税抜き。以下同じ。)の1/3又は47万円のいずれか少ない額とする。</p> <p>ただし、蓄電池の価格/蓄電容量(円/kWh)が14.1万円/kWhを超える場合は、14.1万円/kWh×1/3×蓄電容量又は47万円のいずれか</p> |

| | | |
|------|------------------|---|
| | | 少ない額とする。 |
| 添付書類 | 交付申請書 (第7条関係) | <ol style="list-style-type: none"> 1 事業計画書(様式第6号) 2 収支予算書(様式第7号) 3 (第10条ただし書に該当する場合)補助対象設備の設置に係る契約書の写し 4 補助対象設備を設置する建物の登記事項証明書 5 住民票の写し 6 (交付申請者が市税を賦課されている場合)補助金交付申請日から遡り30日以内に発行された市税完納証明書 (交付申請者が市外在住等のため滞納以外の理由で証明書の交付を受けられない場合)申請時点直近の住民登録地において当該市町村税の滞納がないことを証する書類等 7 補助対象設備の設置に係る見積書の写し(内訳の記載があるもの) 8 補助対象設備の配置図及び住宅の位置図 9 補助対象設備のカタログ、パンフレット等の写し(設備仕様が分かるもの) 10 補助対象設備の施工前の住宅の状況を記録したカラー写真 11 (補助対象設備を設置する建物の所有者でない場合又は共有者がいる場合)設備設置同意書(様式第16号) 12 誓約書兼同意書(様式第17号) 13 その他市長が必要と認める書類 |

| | | |
|--|---------------------------|---|
| | <p>実績報告書 (第16条関係)</p> | <ol style="list-style-type: none"> 1 事業実績報告書（様式第18号） 2 収支決算書（様式第19号） 3 補助対象設備の設置に係る契約書の写し 4 補助対象設備の設置に係る領収書の写し（内訳の記載があるもの） 5 補助対象設備の保証書の写し 6 補助対象設備の施工前・施工後の住宅の状況を記録したカラー写真 7 太陽光発電設備と直接連携していることを確認できる書類 8 その他市長が必要と認める書類 |
|--|---------------------------|---|